

【排水の規制基準】

項目		区分	
		既設	新設
濁度	日間平均	100	70
	最大	150	100
水素イオン濃度		5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量（BOD） 単位（mg/l）		附表 1	
浮遊物質（SS） 単位（mg/l）		附表 1	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 単位（mg/l）	鉱油類含有量	5	5
	動植物油脂類含有量	30	30
フェノール類含有量 単位（mg/l）		5	5
銅含有量 単位（mg/l）		3	3
亜鉛含有量 単位（mg/l）		5	2
溶解性鉄含有量 単位（mg/l）		10	10
溶解性マンガン含有量 単位（mg/l）		10	10
クロム含有量 単位（mg/l）		2	2
フッ素含有量 単位（mg/l）		8	8
大腸菌群数 単位（個/cm ³ ）		日間平均 3,000	日間平均 3,000
色又は臭気		放流先で支障を来すような色または臭気をおびないこと	

備考

- この表に掲げる規制基準(濁度の項目を除く。)は、1 日当たりの平均的な排水量が 30 立方メートル以上の指定工場等に適用する。ただし、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)及び福井県公害防止条例(平成 8 年福井県条例第 4 号)の規定の適用を受けている指定工場等については、この規制基準は適用しない。
- 採(砕)石、砂利採取及び土石採取を行う指定工場等、生コンクリート製造工場及び排煙洗浄施設を有する工場に係る濁度の項目並びにと畜場若しくは獣畜処理場又は動物の飼養施設に係る水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び大腸菌群数の項目は、排水量のいかんにかかわらず、この規制基準を適用する。
- 「日間平均」とは、1 日の排水の平均的な汚染状態をいう。
- 指定工場等に、2 以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの規制基準を適用する。
- 排水の採水点は、当該指定工場等の排水口とする。
- 排出水の測定方法は、濁度については日本工業規格(以下「規格」という。)K0101 の 9.1 又は K0101 の 9.2 に定める方法、その他については排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定めるところによる。

【附表 1】

項目	業種／区分		新設		既設	
			排水量 3,000 m ³ （下水道にあつては 50,000 m ³ ）			
			未満	以上	未満	以上
生物化学的酸素要求量 単位（mg/l）	食料品製造業		80 (60)	70 (50)	120 (100)	100 (85)
	繊維工業（染色整理業を含む）		60 (50)	50 (40)	100 (80)	85 (70)
	紙・パルプ・紙 加工品製造業	中芯用セミケミカルパイプ製造業	120 (100)	100 (85)	150 (110)	130 (100)
		その他	70 (55)	60 (45)	120 (100)	100 (85)
	化学工業	医療品製造業	80 (60)	70 (50)	150 (120)	130 (100)
		その他	50 (40)	45 (35)	80 (60)	70 (50)
	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
	旅館業		80 (60)		—	
	非金属鉱業及び鉱物・土砂粉碎等処理業		60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
	し尿処理施設		— (30)		— (30)	
	下水道終末処理施設		— (20)	— (60)		— (40)
	その他		60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)
浮遊物質量 単位（mg/l）	食料品製造業		120 (100)		150 (120)	
	繊維工業（染色整理業を含む）		90 (70)		120 (100)	
	紙・パルプ・紙 加工品製造業	中芯用セミケミカルパイプ製造業	120 (100)		160 (120)	
		その他	120 (100)		150 (120)	
	化学工業		90 (70)		120 (100)	
	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		90 (70)		120 (100)	
	旅館業		120 (100)		—	

	非金属鉱業及び鉱物・土砂粉碎等処理業	150 (120)	—
	し尿処理施設	— (70)	— (70)
	下水道終末処理施設	— (70)	— (120)
	その他	90 (70)	120 (100)

備考

- 1 （ ）内は日間平均を示す。
- 2 排出水の測定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める所による。

【騒音の規制基準】

区域の区分／時間の 区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 区域の区分は、附表 2 による。
- 2 第 2 種区域から第 4 種区域までの区域及びその他の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 3 「デシベル」とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとする。
- 5 騒音の測定場所は、指定工場等の敷地境界線上とする。ただし、これによることが適当でないと認められるときは、敷地境界線以外の地点において測定するものとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ないときは、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が、周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定のときは、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動するときは、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でないときは、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- 7 この規制基準は、織物工場及び燃糸工場、採(砕)石、砂利採取、土石採取を行う工場等並びに製材所(チップ工場を含む。))に適用する。ただし、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び福井県公害防止条例の規定の適用を受けている指定工場等については、これを適用しない。

【附表 2】

区分	区域
第 1 種区域	都市計画法（以下本表において「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域として定められた区域
第 2 種区域	法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域として定められた区域
第 3 種区域	法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
第 4 種区域	法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定められた区域
その他の区域	上記区域以外の区域

【悪臭の規制基準】

項目	許容値
悪臭	指定工場等の敷地境界線上において臭気強度法による臭気強度0度から3度までとする。

備考

- 1 この表に定める臭気強度法とは、附表3に掲げるものとする。
- 2 この規制基準は、別表第1の第7項及び第9項に掲げる指定工場等のうち、福井県公害防止条例の規定の適用を受けている指定工場等については、適用しない。

【附表3】

臭気強度	臭気の程度
0度	無臭
1度	やっと感知できる臭い
2度	何の臭いであるかわかる弱い臭い
3度	らくに感知できる臭い
4度	強い臭い
5度	強烈な臭い

【燃料基準】

指定工場等の区分	燃料使用量(単位 kl／日)	いおう含有量(単位%)
既設	0.5 以上 1 未満	2.2 以下
	1 以上	2.0 以下
新設	0.5 以上 1 未満	1.7 以下
	1 以上	1.5 以下

備考

- 1 この表に掲げる燃料中のいおう含有率は、規格 K2301、規格 K2541 又は規格 M8813 に定める方法により、測定するものとする。
- 2 排煙脱硫装置を設置している施設については、その捕集効率を考慮するものとする。
- 3 燃料基準に適合する燃料を取得することが困難な場合で、特に市長が認めるときは、これによらないことができる。

【集じん装置】

ばい煙発生施設		集じん装置
種類	規模又は能力	
ボイラー	重油を燃料とするもので1時間当たりの使用量が3キロリットル以上のもの	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
	重油を燃料とするもので1時間当たりの使用量が1キロリットル以上3キロリットル未満のもの	洗浄集じん装置若しくは遠心力集じん装置又はこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり100キログラム以上のもの	電気集じん装置若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の集じん能力を有する集じん装置を設けること。
骨材乾燥炉	バーナーの重油燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のもの	

備考

- この表に掲げる設置基準は、昭和49年9月30日以降新規に設置又は増改築する指定工場等のうち、新設又は増設した施設に限って適用する。

【地下浸透防止施設】

指定工場等の種類	規模	地下浸透防止施設
採(砕)石・砂利採取及び土石採取を行う工場等	すべてのもの	汚濁水(切羽水・岩石洗浄水・場内水)の凝集沈でん・ろ過処理施設を設けること。
給油又は自動車整備を行う工場等	すべてのもの	場内(解体する物体を集積する場所を含む。)をコンクリート舗装とし、油分除去施設を設けること。
自動車解体所		
生コンクリート製造工場	すべてのもの	汚濁水(洗浄水・場内水)の凝集・沈でん・ろ過処理施設及び中和処理施設を設けること。
排煙洗浄施設を有する工場等	すべてのもの	汚濁水の凝集沈でん・ろ過処理施設及び中和処理施設を設けること。